

給水装置工事基準

令和元年10月

宇治市上下水道部

参考資料

給水装置工事申込書（様式-1）	94
水道管布設承諾書（様式-2）	97
水道管撤去工事承諾書（様式-3）	98
着工届（様式-4）	99
完成届（様式-5）	100
しゅん工検査依頼書（様式-6）	101
給水装置工事 設計変更・工事中止・申込取消届（様式-7）	102
還付申請書（様式-8）	103
給水工事連絡表（様式-9）	104
道路復旧工事届（様式-10）	105
道路占用掘削申請図（様式-11）	106
給水装置工事申込書の記入方法	108
給水管標準図（20・25mm）	112
宇治市水道事業給水条例	114
宇治市水道事業給水条例施行規程	130
配水管工事及び給水装置工事に関する負担金の基準	137
宇治市水道事業給水条例第10条に規定する加入金の徴収等に関する規程	140
加入金徴収の取扱いについて	142
用途別認定基準	146
洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程	148
宇治市貯水槽水道管理指導要綱	150

4. 補給水量

1) 補給水量 = 0.48 /sec

2) 直管換算長算出

管口径より各器具の直管換算長を算出

	口径(mm)	数量	×	直管換算長 (m)	=	
分岐	25	1	×	0.5	=	0.5
エルボ	25	12	×	0.9	=	10.8
M型止水栓	25	1	×	8.0	=	8.0
メータ	25	1	×	12.0	=	12.0
チーズ(直)	25	1	×	1.5	=	1.5
チーズ(分)	25	1	×	0.27	=	0.27
玉形弁	25	1	×	7.5	=	7.5
Y型ストレーナー	25	1	×	3.0	=	3.0
定水位弁	25	1	×	22.8	=	22.8
給水管の延長					=	45.9
					=	112.27

L(直管換算長) = 112.27m

3) 動水勾配

$I = H \div L \times 1000$

H: 設計水圧 20m - (配水管芯深さ + 立上り + 余裕水頭)

L: 直管換算長 (m)

$= \{ 20 - (1.0 + 3.2 + 5.0) \} \div 112.27 \times 1000$

= 96.1 ‰

5. 口径決定

流量表により、口径 25mm での流量は、0.66 /sec となり、補給水量 0.48 /sec より大きいので、口径を 25mm に決定する。

(工事の申込み)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去に関する工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(加入金)

第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額の加入金を納付しなければならない。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
13ミリメートル	116,000円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額(給水管の呼び径を13ミリメートルから20ミリメートルに増径する場合は、当該差額の2分の1の額)
20ミリメートル	174,000円	
25ミリメートル	378,000円	
40ミリメートル	1,170,000円	
50ミリメートル	2,012,000円	
75ミリメートル	5,450,000円	
100ミリメートル以上	流量比等を勘案して管理者が定める額	

2 加入金は、給水装置の新設又は改造工事の申込時に納付しなければならない。

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、管理者が必要と認めた給水装置工事については自ら施行することができる。

2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、給水装置工事中に工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が定める。

(工事費の負担)

第12条 給水装置工事の工事費は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

2 給水装置工事の申込者が工事費を負担した場合であつても給水装置が公共地内にあるときは、その所有権は、市にあるものとする。

第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道使用料

用途	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)			
	水量	使用料	1段	2段	3段	4段
家庭用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートルから40立方メートルまで 174円	41立方メートルから60立方メートルまで 185円	61立方メートル以上 202円
営業用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートルから40立方メートルまで 189円	41立方メートルから50立方メートルまで 239円	51立方メートル以上 249円
官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル	2,410円	11立方メートルから20立方メートルまで 214円	21立方メートルから100立方メートルまで 242円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 276円	1,001立方メートル以上 310円
工場・事業所用	10立方メートル	2,410円	11立方メートルから20立方メートルまで 243円	21立方メートルから100立方メートルまで 289円	101立方メートルから1,000立方メートルまで 328円	1,001立方メートル以上 336円
低所得者用	8立方メートル	540円	9立方メートルから20立方メートルまで 86円	21立方メートルから40立方メートルまで 104円	41立方メートルから60立方メートルまで 111円	61立方メートル以上 121円
浴場営業用	8立方メートル	910円	9立方メートルから20立方メートルまで 143円	21立方メートル以上 86円		
臨時工事用	25立方メートル	7,890円	26立方メートル以上 315円			

2 月の中途において、その用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納及び精算)

第 31 条 臨時給水その他で管理者が必要であると認めるときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用終了の届出があつたときに精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるときに、精算する。

第 32 条 削除

(用途その他の認定)

第 33 条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収)

第 34 条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者が必要であると認めるときは、2 か月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第 35 条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。

(1) 設計審査手数料及びしゅん工検査手数料 1 件につき

種別		新設及び全面改造	一部改造	軽微な改造
口径 25 ミリメートル以下	設計審査	6,800 円	4,000 円	800 円
	しゅん工検査	7,600 円	4,500 円	400 円
口径 40 ミリメートル及び 50 ミリメートル	設計審査	10,200 円	6,100 円	1,200 円
	しゅん工検査	11,400 円	6,800 円	600 円
口径 75 ミリメートル以上	設計審査	17,000 円	10,200 円	2,100 円
	しゅん工検査	19,100 円	11,400 円	1,000 円

備考 この表において「軽微な改造」とは、下水道工事に関連して行う給水栓 2 箇所までの改造工事をいう。

(2) 給水管分岐工事立会手数料 1 件につき 5,100 円

(3) 流末装置検査手数料 1 装置につき 2,000 円

(4) 法第 16 条の 2 第 3 項の確認手数料 1 件につき 100,000 円

(5) 指定給水装置工事事業者の指定手数料 1 件につき 15,000 円

(6) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 1 件につき 10,000 円

(7) 各種証明手数料 1 件につき 300 円

(8) 水道財産の境界明示手数料 申請土地 1 筆につき 1,500 円

(9) 前号の明示に基づく境界の奥書証明手数料 申請土地 1 筆につき 450 円

(10) 督促手数料 1 件につき 70 円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

附 則(平成 31 年条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条及び第 44 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 10 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第 43 条第 8 号の規定の適用については、同項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 5 前 3 項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

附 則(令和元年条例第 7 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程

平成 22 年 3 月 30 日

水道事業管理規程第 1 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 6 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する加入金の徴収等について、同条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給水管の呼び径が 100 ミリメートル以上の場合の加入金)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の表に規定する水道事業の管理者の権限を行う市長が定める額は、給水管の呼び径に応じて次の表に定める額とする。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
100 ミリメートル	15,900,000 円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額
125 ミリメートル	27,800,000 円	
150 ミリメートル	43,900,000 円	
200 ミリメートル	90,900,000 円	

(各戸に給水設備がある建築物における加入金)

第 3 条 各戸に給水設備がある建築物における給水装置の新設又は改造に係る加入金は、当該各戸に給水する給水管の呼び径に応じて条例第 10 条第 1 項及び前条の表に定める額の合計額に 100 分の 110 を乗じて算定する。

(加入金の還付)

第 4 条 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置の新設又は改造工事を給水管の分岐工事を行う前に中止したときは、当該新設又は改造工事の申込時に納付した金額を還付するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年水道事業管理規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
(宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

加入金徴収の取扱いについて（注：加入金の額は、令和元年10月現在です。）

1. 受水槽式給水における加入金の取り扱い

加入金は、各戸ごとの流末給水管口径の加入金の合計額を徴収する。

なお、共用栓（散水栓等）の取扱いは、以下のとおりとする。

共用栓 2～10 栓まで	20 mmの加入金
共用栓 11～20 栓まで	25 mmの加入金
共用栓 21 栓以上	別途協議

共用栓 1 栓の場合、加入金は徴収しない。

直圧部分に設置する受水槽の維持管理に必要な 1 栓については、加入金の対象としない。

〔事例 1〕

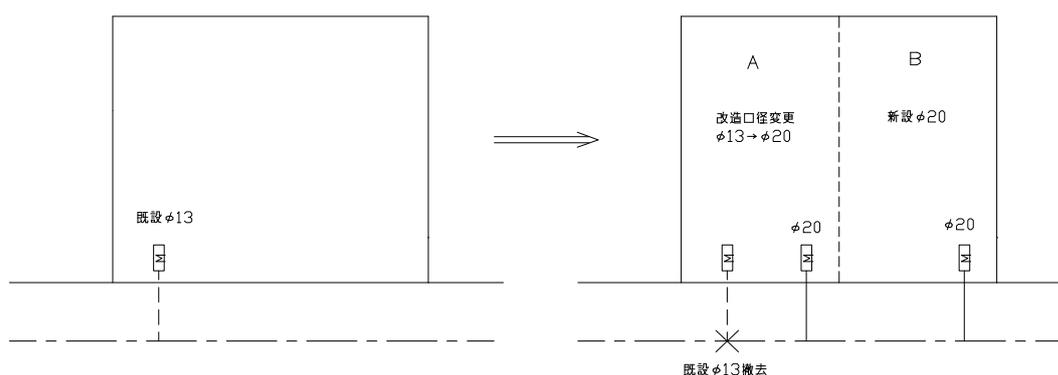
マンション 40 戸、管理人室 1 戸、共用栓（散水栓等）5 栓、各戸流末給水管口径 20mm の場合

20mm 加入金 42 戸分の加入金を徴収する。

$$191,400 \text{ 円} \times 42 \text{ 戸} = 8,038,800 \text{ 円となる。}$$

- ## 2. 1 区画を 2 区画以上に分割する場合、既設加入金の権利は給水管が埋設されている区画に存在するものとし、その区画の加入金は、既設口径と新設口径の差額を徴収する。他の区画は、新設となり新設口径の加入金を徴収する。

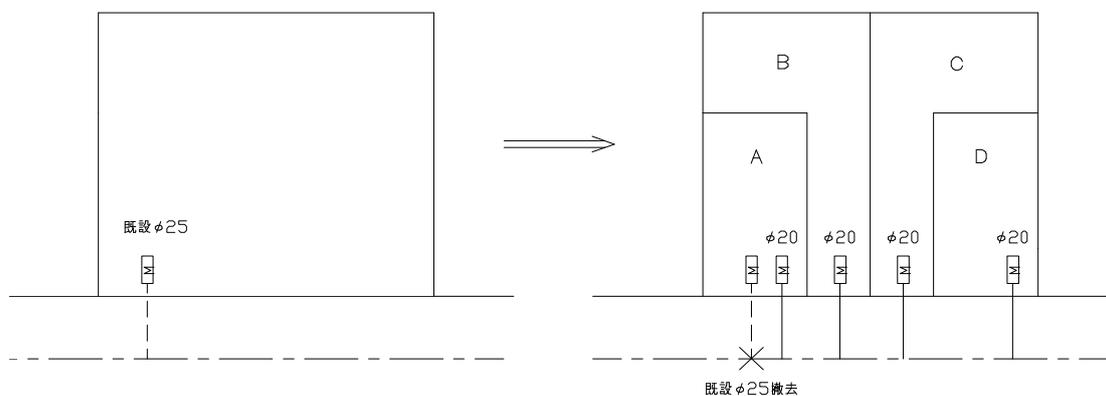
〔事例 2〕



$$\begin{aligned} \text{A : } & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \\ & \text{注) } 13\text{mm から } 20\text{mm に口径変更の場合は、差額の } 1/2 \text{ の額} \\ \text{B : } & \text{新設 } 20\text{mm 加入金} \quad 191,400 \text{ 円} \\ & \text{加入金は、A が } 31,900 \text{ 円、B が } 191,400 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、加入金は、既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例3〕既設メータ口径 25mm の場合



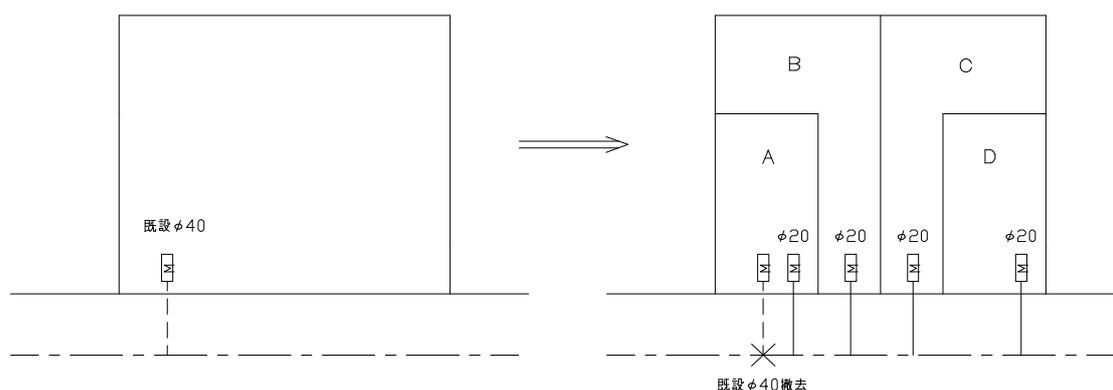
25mm 加入金 (415,800 円) を 20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると2件となる。

$$415,800 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 2) = 33,000 \text{ 円}$$

注) 差額の 33,000 円は還付しない。

4区画のうち2区画(A・B)は、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。
残りの2区画(C・D)は、20mm 加入金を徴収する。

〔事例4〕既設メータ口径 40mm の場合



40mm 加入金 (1,287,000 円) を 20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると6件となる。

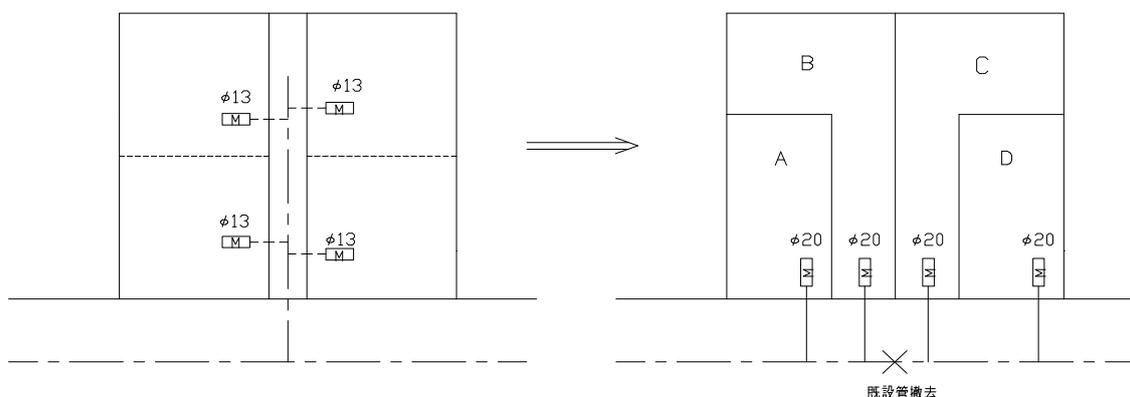
$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 6) = 138,600 \text{ 円}$$

分割する区画が4区画であるので、加入金は徴収しない。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 4) = 521,400 \text{ 円}$$

注) 差額の 521,400 円は還付しない。

〔事例5〕

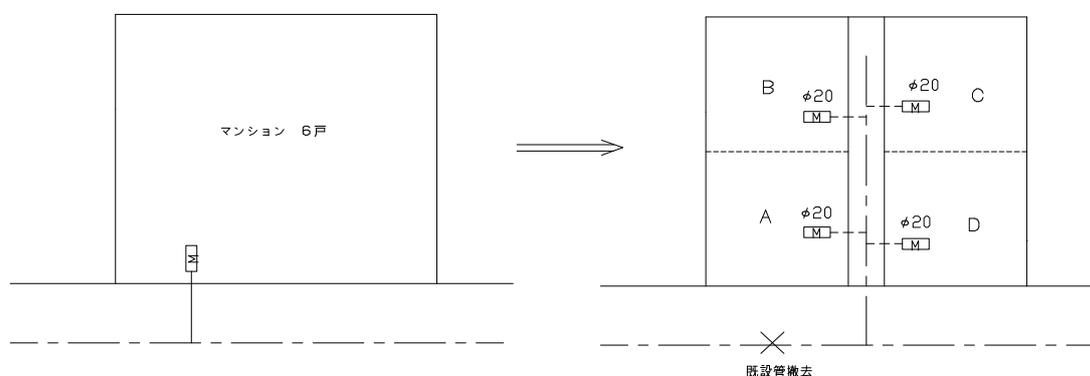


戸数の変更がないことから、4戸とも加入金は、既設 13mm の権利を利用することができ、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

〔事例6〕



既存マンション戸数6戸、流末各戸給水管口径 13mm の場合。

13mm 加入金 (127,600 円) 2件は、20mm 加入金 (191,400 円) 1件となる。

新設4区画のうち2区画(A・B)は、1区画につき 13mm の権利2件を利用し、加入金を徴収しない。

残り2区画(C・D)については、13mm の権利1件を利用し、既設 13mm と新設 20mm の差額を徴収する。

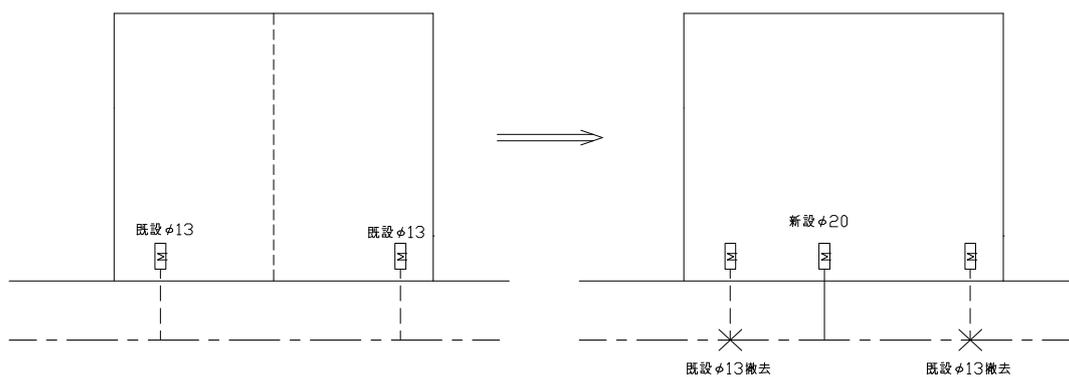
$$\begin{aligned} & (\text{新設 } 20\text{mm 加入金} - \text{既設 } 13\text{mm 加入金}) \div 2 \\ & = (191,400 \text{ 円} - 127,600 \text{ 円}) \div 2 = 31,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

注) 13mm から 20mm に口径変更の場合は、差額の 1/2 の額

4. 二区画以上を一区画に改造する場合、加入金は、既設口径の合計額と新設口径の差額を徴収する。（既設加入金の権利は、給水管を撤去することにより利用することができる。）

既設加入金の合計額が、新設口径の加入金を上回っても還付はしない。

〔事例7〕



13mm 加入金（127,600 円）2 件は、 20mm 加入金（191,400 円）1 件となる。
よって、加入金は徴収しない。

$$(127,600 \text{ 円} \times 2) - 191,400 \text{ 円} = 63,800 \text{ 円}$$

注) 差額の 63,800 円は還付しない。

用途別認定基準

昭和 55 年 3 月 7 日

水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 15 号(制定)

昭和 54 年 10 月 31 日水道事業管理規程第 7 号

- 1 この基準は、宇治市の水道の使用用途の認定(以下「認定」という。)について、条例その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 2 認定の基準は、次に掲げる用途に使用する場合とする。
 - (1) 家庭用
 - ア 自治会等が運営する集会所で使用する場合
 - イ 公園、墓地、公衆便所で使用する場合
 - ウ その他、一般家庭の生活用に使用する場合
 - (2) 官公署、学校、保育所、団体用
 - ア 官公署、学校、保育所、集会所、公会堂、公民館その他これらに準じる施設で使用する場合
 - イ 団地内の集中污水处理場で使用する場合
 - (3) 工場、事業所用
 - ア 工場、事業所、事務所(選挙事務所を含む。)等でその事務事業に使用している場合、またはこれらに付随するものの用に使用する場合
 - イ その他、事業用に使用する場合
 - (4) 営業用
 - ア 旅館、料理飲食店、遊戯場、生魚販売、肉販売、豆腐製造販売、清涼飲料製造、写真印刷、理髪、美容、洗張、洗濯、ガソリンスタンドおよびその他これらに類する店舗等で営業用に使用する場合
 - イ 研修、宿泊施設を有する神社、寺院等がその用に使用する場合
 - ウ 散水の用に使用する場合
 - (5) 浴場営業用
 - ア 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場に使用する場合
 - (6) 臨時工事用
 - ア 臨時工事の用に使用する場合
- 3 前項第 2 号から第 6 号に規定するもののうち家庭用と併用して使用している場合は、当該各号の用途に使用しているものとみなす。
- 4 この基準に定めるもののほか、認定の基準について必要な事項は、水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、昭和 54 年 11 月 1 日以後の水道の使用用途の認定から適用する。

附 則(平成 27 年上下水道事業管理規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程

平成 26 年 3 月 31 日

水道事業管理規程第 3 号

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 10 号(制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、給水装置工事のしゅん工に当たり配水管の洗管を行う場合における水道料金(以下「洗管水道料金」という。)及び宅地の造成地内において防火水槽に水を張る場合における水道料金(以下「防火水槽水張料金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(洗管水道料金)

第 2 条 洗管水道料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 洗管を行う配水管の容積に 5 を乗じて得た容積(以下「基準容積」という。)が 50 立方メートル以下の場合 15,765 円

(2) 基準容積が 50 立方メートルを超える場合 15,765 円に基準容積から 50 立方メートルを減じて得た容積 1 立方メートルごとに 315 円を加算した額。この場合において、1 立方メートル未満の容積は、切り捨てるものとする。

(防火水槽水張料金)

第 3 条 防火水槽水張料金は、防火水槽 1 つにつき、31,515 円に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年上下水道事業管理規程第 4 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年上下水道事業管理規程第 2 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、施行日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、施行日前の洗管又は水張りの申込みに係る料金については、なお従前の例による。

宇治市貯水槽水道管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇治市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第41条の2及び第41条の3の規定に基づき、貯水槽水道により供給される飲料水の安全性の確保を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいい簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 簡易専用水道、専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の給水設備をいう。
- (4) 受水槽 水道事業の用に供する水道から供給を一時的に受けるために設けられる設備をいう。
- (5) 高置水槽 受水槽からポンプによって送られてきた水道水を高所に一時的に貯めておく設備をいう。
- (6) 水槽 受水槽と高置水槽をいう。
- (7) 設置者 貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該設備の維持管理に関する権原を有するものをいう。
- (8) 管理責任者 設置者の委託を受けた者等貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。
- (10) 水質検査機関 法第20条第3項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。

(設置の報告)

第3条 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、宇治市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。（第1号様式）

2 第1項の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、（第2号様式、第3号様式）又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、（第4号様式）速やかに報告しなければならない。

3 設置者は、貯水槽水道使用開始前に管理者が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を管理者に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用

してはならない。

(設置者の責務)

第4条 簡易専用水道の設置者及び管理責任者は、法第34条の2第1項の定めるところにより簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、厚生労働大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 1年以内ごとに1回、定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関による検査を受けること。原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

2 小規模貯水槽水道設置者及び管理責任者は、給水条例第41条の3第2項の定めるところにより小規模貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。また、その結果については管理者に速やかに報告しなければならない。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)の事項のうち必要なものについて、厚生労働大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(5) 1年以内ごとに1回、定期に、地方公共団体の機関若しくは検査機関又は管理者が認める者による検査を受けること。原則として、小規模貯水槽水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。

3 水道事故(給水停止)が発生したときは、管理者に報告すること。(第5号様式)

4 給水停止等の措置を講じた場合は、代替水を確保すること。

(帳簿書類等の設置及び保存期間)

第5条 貯水槽水道の設置者及び管理責任者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を当該貯水槽水道所在地の事務所等に設置し、保存するものとする。

(1) 永年保存すべき帳簿書類等

ア 貯水槽水道の設備の配置及び給水系統を明らかにした図面

イ 水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

(2) 3年間保存すべき帳簿書類等

ア 管理状況の定期検査に関する書類

イ 水槽の掃除に関する記録

ウ 点検・整備の記録

エ 水質検査に関する記録

オ 給水停止事故に関する記録

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 宇治市簡易専用水道要綱は廃止する。

第1号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置について、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

建築物の概要	名称			
	所在地			
	用途		延床面積	m ²
	構造・規模		ビル管理法による 特定建築の届出	有・無
貯水槽水道の概要	別記第1-1号様式のとおり			
受水する水道の名称				
使用開始予定年月日				
管理責任者	住所			
	氏名			

（添付書類）

1.建築物の位置図 2.受水槽、高置水槽の配置図及び構造図 3.水質検査書の写し

第 1 - 1 号様式 (第 3 条関係)

貯水槽水道の概要 (系統別)

名 称 (系統別)			
貯 水 槽 の 概 要 (系統別)		受 水 槽	(有効容量) m^3 (計 基)
		高 置 水 槽	(有効容量) m^3 (計 基)
水 槽 等 の 番 号		1	2
水 槽 等 の 種 類		受 水 槽 高 置 水 槽 そ の 他 ()	受 水 槽 高 置 水 槽 そ の 他 ()
水 槽 等 の 設 置 場 所		屋 内 屋 外	屋 内 屋 外
水 槽 等 の 形 式	形 式	地 上 式 地 下 式 半地下式	地 上 式 地 下 式 半地下式
	点 検 方 法	六 面 点 検 可 能 六 面 点 検 不 可 能	六 面 点 検 可 能 六 面 点 検 不 可 能
水 槽 等 の 容 量	実 容 量		
	有 効 容 量		
水 槽 等 の 構 造		ス テ ン レ ス 製 ガ ラ ス 繊 維 強 化 ポ リ エ ス テ ル 製 そ の 他 ()	ス テ ン レ ス 製 ガ ラ ス 繊 維 強 化 ポ リ エ ス テ ル 製 そ の 他 ()
消 毒 施 設 の 有 無		有 無	有 無
備 考			

注) 複数の建築物にそれぞれ異なる系統の貯水槽水道を設置するなど、複数の系統が存続する場合は、系統ごとに本様式を記載する。

第2号様式（第2条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）構造等変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の位置又は主要な構造を変更しますので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要 な構造の変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

注)構造等の変更の場合には、変更に係る図面、水質検査書の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

貯水槽水道（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）設置者変更報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を 設置している 建築物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所 の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第4号様式（第3条関係）

貯水槽水道休止（廃止）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道を休止（廃止）しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道 を設置して いる建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
休 止 ・ 廃 止 の 理 由		

第5号様式（第4条関係）

給水停止（水道事故）報告書

年 月 日

宇治市長 あて

設置者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

貯水槽水道において、水道事故（給水停止）が発生しましたので、宇治市貯水槽水道要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

貯水槽水道を設置 している建築物	名 称	
	所 在 地	
水道事故等の発生日時	年 月 日 午前・午後	時 分
貯水槽水道の利用人数		
被害の発生状況（症状、人数等）		
受水槽等の異常の状況 （事故の原因、被害の原因と推 定される物質、微生物の種類 及びその濃度）		
応 急 措 置 の 状 況		
給 水 停 止 等 の 状 況		
備 考		

注） 水質検査を実施したときは、水質検査結果書の写しを添付すること。